

Q.

「暗号資産」のメリット・デメリットはなんですか？

A.

手数料の安さや送金スピードの速さ、いつでもやりとりできること等がメリットです。一方、ハッキング等に狙われやすいこと、納税手続きが煩雑なこと等がデメリットです。

- ◆「暗号資産（注1）」は、暗号資産交換業者等が運営する取引所にて法定通貨等と交換することができます。取引のためには、取引所にアカウントを作成し、口座を開設します。「暗号資産」を法定通貨等との交換や、飲食店や小売店で利用するには、「暗号資産」が登録されている必要があり、取引所で開設した口座を使います。
- ◆一般に、「暗号資産」を移転する場合、法定通貨を銀行で送金する場合と比べて、取扱手数料が安く（送金手数料等がかからないため）、移転（送金）スピードが早いと言えます。また、いつでも少額からやりとりできることはメリットと言えます。
- ◆一方、「暗号資産」のやりとりでは、ブロックチェーンを利用する場合、交通系電子マネーや二次元コードでの決済のような即時決済ができなかったり、オンライン上でハッキング等に狙われやすいことはデメリットと言えます。また、「暗号資産」はその価値が大きく変動し、法定通貨や商品などに交換されるたびに、損益が発生します。利益が計上される場合、税務申告が必要（注2）となることもデメリットです。そのため、ステーブルコインのように固定比率で法定通貨などに交換できる「暗号資産」が開発されていますが、そうでない「暗号資産」は日本では税務上の煩雑さがネックとなり、支払手段としては普及していない状況です。また、金融機関と異なり交換業者が破綻した場合に利用者を守る仕組みが整備されていないことはデメリットと言えます。

（注1）資金決済法の改正（2020年5月）により、法令上、「仮想通貨」は「暗号資産」へ呼称変更されました。

（注2）日本では、「暗号資産」の交換で計上される利益は所得税の課税対象となります。詳しくは国税庁のHP等でご確認ください。

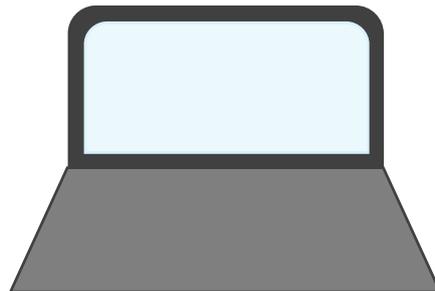
「暗号資産」の主なメリット・デメリット

物質的には存在しない、インターネット上のデジタル通貨

<主なメリット>

- ・送金手数料等がかからず、取扱手数料が安い
- ・送金スピードが早い
- ・いつでも取引可能
- ・少額取引可能
- ・将来性に対する関心が高いため、ニュース等の情報だけでも、価格が上昇しやすい（内容により下落もしやすい）

取引所（暗号資産交換業者等）で
アカウント作成・取引



<主なデメリット>

- ・（現状）即時決済ができない
- ・オンラインでは巨額の取引が可能のため、ハッキング等に狙われやすい
- ・交換や支払で発生した利益は所得税の総合課税の対象となり、場合により金融商品を上回る税率が課されることもある
- ・利用者を守る仕組みが未整備

※イラストはイメージです。

（出所）金融庁、各種資料等を基に三井住友DSアセットマネジメント作成

※本レポートは「暗号資産」の概略をご理解いただくための参考情報として作成したものであり、「暗号資産」取引を推奨あるいは安全性を保証するものではありません。「暗号資産」は価格が変動します。「暗号資産」の価格が急落し損失が発生する可能性があります。

※個別の「暗号資産」について言及していますが、これらを推奨するものではありません。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

【重要な注意事項】

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

＜ご留意いただきたい点＞

■この資料は具体的な商品をご説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証のないリスク性商品のご購入やご売却、保有にあたっては、手数料等をご負担いただけます。■リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。■リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。■くわしくは、三井住友銀行店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会